

第3部 後期基本計画

序章

第1章 健康福祉分野

第2章 教育文化分野

第3章 経済環境分野

第4章 都市基盤分野

第5章 市民生活分野

第6章 行財政経営分野

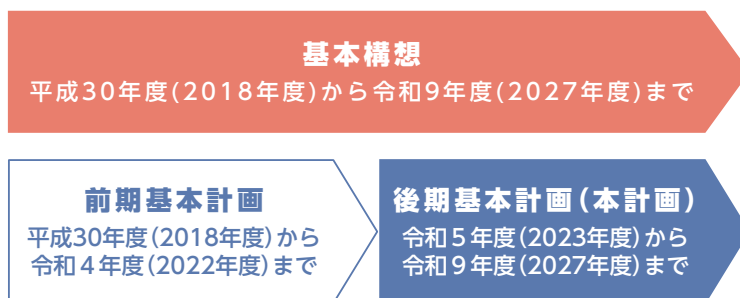
第7章 政策連携プラン

1. 基本計画の目的

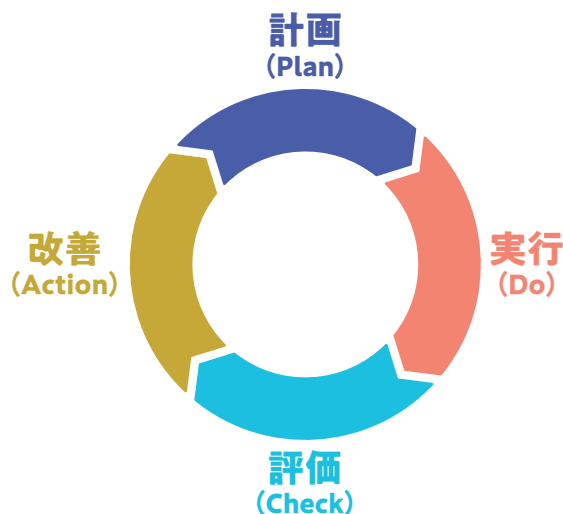
基本計画は、まちづくりの将来像「あなたと活かす みんなで育む 歴史と教育のまち 本庄 ～世のため、後のため～」を実現するため、基本構想の政策大綱に基づき施策を体系的に定め、これを計画的に推進していくことを目的としています。

2. 基本計画の期間

基本計画の計画期間は、将来の社会経済情勢の変化に対応した計画とするため、5年間とします。前期基本計画は平成30年度(2018年度)から令和4年度(2022年度)までとなり、後期基本計画は令和5年度(2023年度)から令和9年度(2027年度)までとします。



3. 基本計画の進行管理



まちづくりの将来像を確実に実現するため、施策や事業によって生み出される成果やコストを意識し、「計画 (PLAN)」「実行 (DO)」「評価 (CHECK)」「改善 (ACTION)」(PDCAサイクル)の進行管理を行います。

また、本計画の施策に対して、成果指標を設定し、市民満足度を計る尺度や具体的に達成すべき事項をわかりやすく示して実効性を高めた計画としています。

4. 本庄市のまちづくりとSDGs

2015年9月の国連サミットにおいて、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会実現のため、2030年を年限とする17の国際目標であるSDGs(持続可能な開発目標)(以下「SDGs」といいます。)が採択されました。我が国においても、政府に推進本部が設置され、実施指針やアクションプラン等が示されています。

地方自治体においても、このSDGsの達成に向けた取組を推進することは、中長期を見通した「持続可能なまちづくり」に取り組む上で大変重要なものであるといえます。また、このSDGsの考え方と、基本構想における将来像「あなたと活かす みんなで育む 歴史と教育のまち 本庄 ～世のため、後のため～」は、同様の方向性であるといえることから、誰一人取り残さない持続可能な「後のため」のまちづくりに向け、本市においてもSDGs達成に向けた取組を推進していきます。

5 つの観点で知る「SDGs」とは

- 英語の Sustainable Development Goals の略で、「SDGs」となっています。読み方は「エスディージーズ」。日本語では、「持続可能な開発目標」という表現が使用されています。
- 2015年9月の国連サミットで、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が加盟国の全会一致で採択されました。SDGsは、このアジェンダに記載された、持続可能でよりよい世界を目指す国際社会共通の目標です。
- SDGsは、貧困、教育、福祉、人権、経済、資源、エネルギーなど、様々な分野の17のゴールと169のターゲットから構成されます。17のゴールは、大きく分けると社会、経済、環境の3側面から捉えることができ、これらを統合的に解決しながら持続可能なよりよい未来を築くことを目標としています。
- SDGsは、地球上の「誰一人取り残さない (leave no one behind)」ことを理念として誓っており、「多様性と包摂性のある社会の実現」に向けて取り組むものとされています。また、開発途上国だけでなく、先進国も含め、全ての国が取り組むべき普遍的な目標となっていることも特徴です。
- SDGsは2030年までの目標です。その達成は、各国政府による取組だけでは困難であり、企業や地方自治体、学術の世界や市民社会、そして社会に暮らす私たち一人一人に至るまで、全ての人の行動が求められる点がSDGsの大きな特徴です。

本庄市にとってのSDGs

「貧困」や「飢餓」といった言葉が並ぶSDGsのゴールは、「途上国のためのもの」と考えられてしまうこともあります。しかし、ゴールの下には169のターゲットという具体的な目標が示されています。

それぞれ見ていくと、これらのゴールが本庄市のまちづくりを考える上でも欠かすことのできない視点であることがわかります。以下の表は、SDGsのそれぞれのゴールについて、市のまちづくりとどのような関係があるかを考え、捉え方の一例を整理したものです。

ゴール	内容の詳細	ゴール	内容の詳細
 1 貧困をなくそう	各国定義での貧困を減らす取組が求められるほか、日本でも相対的貧困が問題視されている。	 10 人や国の不平等をなくそう	年齢、性別などの状況に基づく不平等の是正に加え、税制、賃金、社会保障政策等を通じた平等の確保・拡大も含まれる。
 2 飢餓をゼロに	子どもや貧困状態にある人の栄養不良の解消のほか、農業の持続可能性も重要視されている。	 11 住み続けられるまちづくりを	便利な公共交通、災害に強いまちづくり、緑地整備や環境保全など、「住みやすいまち」に関係することが広く含まれる。
 3 すべての人に健康と福祉を	母子保健、感染症対策などのほか、道路交通事故による死傷者の半減、という内容も目標に含まれる。	 12 つくる責任 つかう責任	廃棄物の適正管理や削減、再利用等のほか、自然環境との調和に意識を向けることも含まれる。
 4 質の高い教育をみんなに	全ての子どもが平等に質の高い教育を受けられるようにすることや、社会に出た後も学び続ける「生涯学習」などが含まれる。	 13 気候変動に具体的な対策を	気候変動への具体的な対策として、変動を緩和させる取組や、その変動に適応できるようにする取組も含まれる。
 5 ジェンダー平等を實現しよう	日本では、男女格差、特に仕事面での待遇の差が大きいと指摘されている。また、DV被害の防止等も含まれる。	 14 海の豊かさを守ろう	生活排水や産業排水、ごみ流出等の海洋汚染につながりうるあらゆる陸上活動の防止を目指す。
 6 安全な水とトイレを世界中に	飲料水の確保、水源の持続可能性といった点のほか、山地・森林など水に関連する生態系の保護・回復も含まれる。	 15 陸の豊かさも守ろう	生物多様性や、森林・山地をはじめとした生態系についての保全、持続的な利用などが含まれる。
 7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに	使用エネルギーにおける再生可能エネルギー※割合の拡大や、エネルギー効率の向上も含まれる。	 16 平和と公正をすべての人に	あらゆる暴力の減少のほか、公の説明責任、参加型意思決定の確保など、平和と公正の確保に係るものが広く含まれる。
 8 働きがいも経済成長も	雇用創出・起業支援のほか、観光業の促進、働きがいのある仕事の確保なども含まれる。	 17 パートナリシップで目標を達成しよう	目標達成に向けての連携・協働として、行政、民間事業者、市民、NPO・NGOなどによる連携・協働も含まれる。
 9 産業と技術革新の基盤をつくろう	産業や技術開発、研究支援などに加え、災害に強いなど、持続可能かつ強靱なインフラ整備も含まれる。		



日本国内の各自治体でも、SDGsを意識したまちづくりが進められている中、本庄市は、民間の調査において、「同規模自治体の中で“SDGs先進度”が1位」とされたこともあります。今後も、SDGsの観点を踏まえた「持続可能なまちづくり」を推進していきます。

計画の策定過程におけるSDGsの検討

本計画の策定にあたっては、前ページのような考え方に基づいてSDGsと本市のまちづくりの関係を捉えたほか、各ステップでSDGsの視点の反映や、SDGsの考え方の普及を図りました。

》 市民ワークショップ



ワークショップでは、市民がまちづくりのアイデアを話し合ったあと、そのアイデアとSDGsのゴールとの関係性を考え、SDGsの視点を踏まえながら「これから市で行っていくべきこと」や「自分にできること」について検討しました。

》 市民アンケート・高校生アンケート

18歳以上の市民と、市内在学の高校生に対するアンケート調査の中で、SDGsの認知度や、「SDGsの実現に向けて、自分個人にもできることがあると思うか」などの考えを伺い、年代別などで傾向を把握しました。



》 本庄市総合振興計画審議会

公募市民を含めた20名の委員により、全7回の会議を通じて、施策とSDGsとの関連を踏まえながら本計画の内容を審議しました。

》 施策の検討



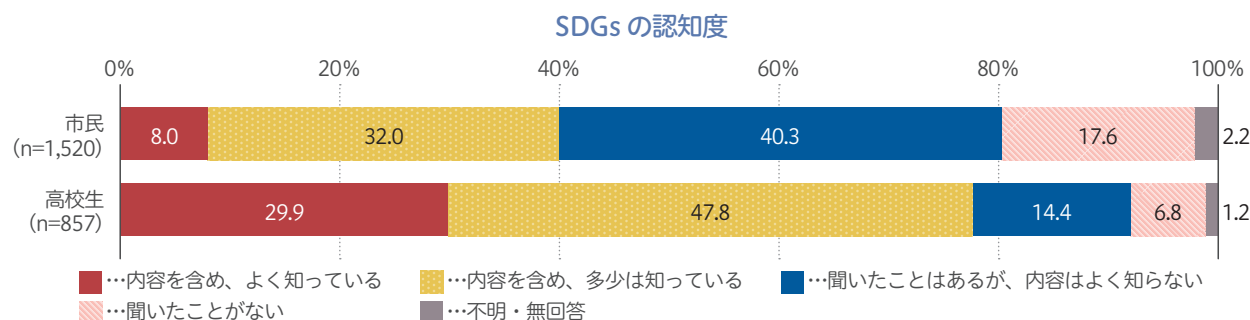
総合振興計画が幅広い分野をカバーする中、各分野の施策が、SDGsのどのゴールとつながりがあるかについて、各部署の視点から考え、SDGsのゴールが目指すものが何なのかも踏まえて施策を検討しました。

アンケートの結果について

アンケート結果から見えた、SDGsの受け止められ方の現状について、一部をご紹介します。

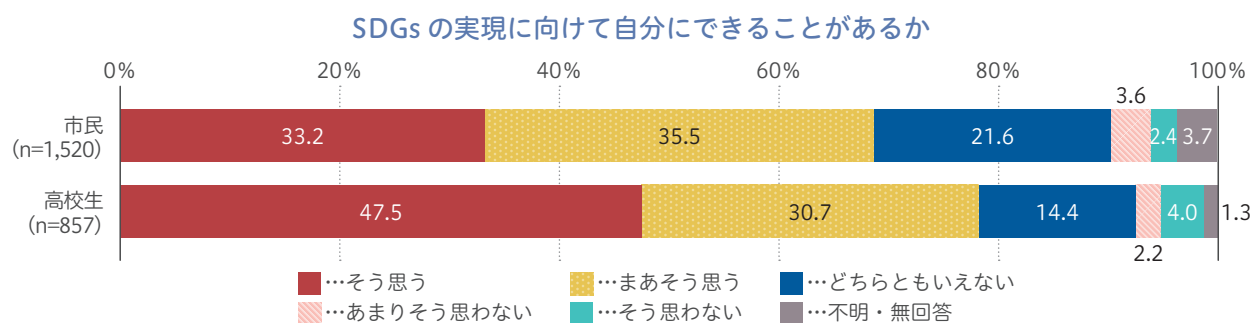
» SDGsの認知度

一般市民では、「聞いたことはあるが、内容はよく知らない」が40.3%と最も多く、内容を「よく知っている」「多少は知っている」は合わせて4割にとどまっています。特に、より高齢の層で「聞いたことがない」「聞いたことはあるが、内容はよく知らない」の割合が高い傾向にありました。一方、高校生では「内容を含め、多少は知っている」が47.8%と最も多く、「内容を含め、よく知っている」も29.9%と、市民アンケートに比べて大きな差が見られました。



» SDGsの実現に向けて自分にできることがあるか

一般市民では、SDGsの実現に向けて自身にできることがあるかについて、「まあそう思う」が35.5%と最も多く、「そう思う」と合わせて約7割となっています。一方、高校生では「そう思う」が47.5%と最も多く、次いで「まあそう思う」が30.7%となっています。



» 結果から考えられること

SDGsの達成に向けては、社会に暮らす一人一人の行動が求められることから、SDGsに関する普及・啓発などを通し、認知度を高めるとともに内容の理解も深めていくことが求められます。SDGsについての教育機会が比較的多いと考えられる高校生については、認知度や理解がより先進的であったことを踏まえ、今後は、全ての市民がSDGsについて理解を深めていけるよう推進していくことが重要です。

取組方針

アンケートから把握される現状なども踏まえて、本市におけるSDGsの推進にあたっては、次に掲げる事項を基本的な方針とします。

(1) 市政への組込

世界共通の「ものさし」であるSDGsを、本計画をはじめとした各種の計画に組み込み、市の施策とSDGsの考え方との整合を図るとともに、市の政策とSDGsの関連性を明示し、読み手における理解の促進にもつながるように努め、SDGsの推進を図ります。

(2) 普及・啓発

SDGsが遠い世界の話ではないことを、市民や企業・団体等が実感し、日々の生活や企業活動において、SDGsを「自分に関連すること」として捉え、行動することができるよう、あらゆる機会を通じてSDGsの普及・啓発に努めます。

(3) 情報発信・PR

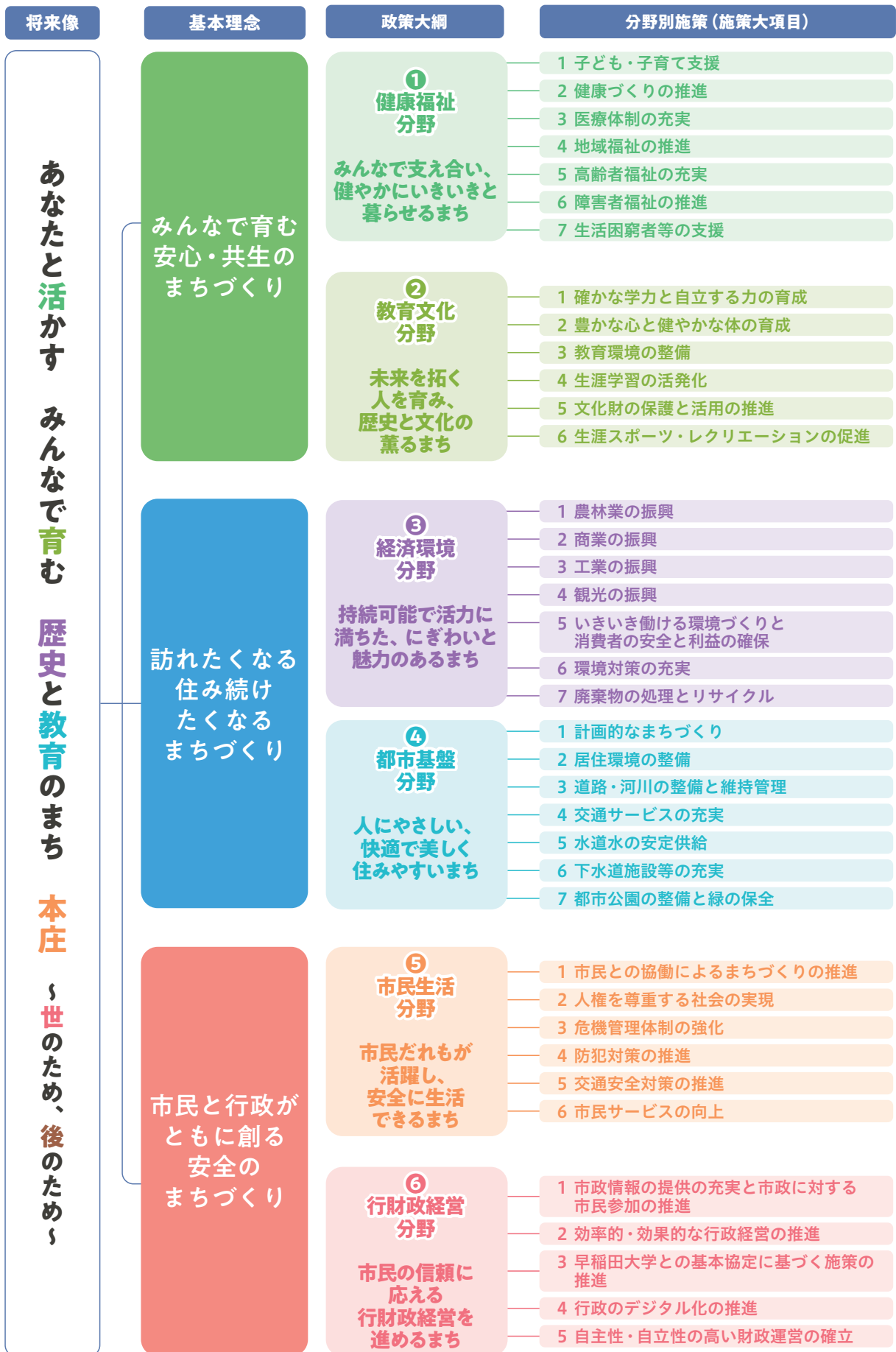
SDGsに関連する市の取組等を広く情報発信し、本市が全庁的にSDGsに取り組んでいる姿勢をアピールしていくことで、SDGs達成に向けた機運を高めていきます。

本計画の施策とSDGs

本計画は、6つの分野ごとに施策を示しています。それぞれの分野に関するSDGsのゴールは以下の表のとおりです。より細かい施策項目との関係は、後述の各分野のページで示します。

分野	関係するSDGsのゴール
健康福祉分野	1 健康をこころい、2 健康をこころい、3 すべての人に健康と福祉を、4 質の高い教育をみんなに、8 働きがいも経済成長も
教育文化分野	1 健康をこころい、3 すべての人に健康と福祉を、4 質の高い教育をみんなに、5 ジェンダー平等をすすめる、9 産業と技術革新の基盤をつくろう、10 人や国々の平等をすすめる、11 住み続けられるまちづくりを
経済環境分野	2 健康をこころい、3 すべての人に健康と福祉を、5 ジェンダー平等をすすめる、6 安全な水とトイレを世界中に、7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに、8 働きがいも経済成長も、9 産業と技術革新の基盤をつくろう、11 住み続けられるまちづくりを、12 つくる責任つかう責任、13 気候変動に具体的な対策を、14 海の豊かさを守ろう、15 陸の豊かさも守ろう、17 パートナリシップで目標を達成しよう
都市基盤分野	3 すべての人に健康と福祉を、4 質の高い教育をみんなに、6 安全な水とトイレを世界中に、7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに、9 産業と技術革新の基盤をつくろう、10 人や国々の平等をすすめる、11 住み続けられるまちづくりを、13 気候変動に具体的な対策を、14 海の豊かさを守ろう、15 陸の豊かさも守ろう、17 パートナリシップで目標を達成しよう
市民生活分野	3 すべての人に健康と福祉を、4 質の高い教育をみんなに、5 ジェンダー平等をすすめる、8 働きがいも経済成長も、10 人や国々の平等をすすめる、11 住み続けられるまちづくりを、16 平和と公正をすすめる、17 パートナリシップで目標を達成しよう
行財政経営分野	3 すべての人に健康と福祉を、4 質の高い教育をみんなに、5 ジェンダー平等をすすめる、8 働きがいも経済成長も、9 産業と技術革新の基盤をつくろう、10 人や国々の平等をすすめる、11 住み続けられるまちづくりを、12 つくる責任つかう責任、16 平和と公正をすすめる、17 パートナリシップで目標を達成しよう

5. 施策体系図



6.分野別施策(施策大項目)の見方

後期基本計画は、基本構想で示した基本理念と政策大綱に沿って、6つの章に区分されており、各章は複数の施策大項目から構成されています。施策大項目ごとの内容は次の6項目から成り立っています。

めざす姿

施策大項目が実現すべきことを、市民生活の視点に立って簡潔に表現しています。市民や地域にとって望ましい状態を示し、この状態を達成するために、施策や事業を実施していくことになります。

成果指標と目標値

「めざす姿」の着実な実現に向け、達成状況を定量的に計測する成果指標を設定し、現状値(令和3年度)と目標値(令和9年度)を記載しています。

数値で見る状況(グラフ)

施策大項目の「現況と課題」の説明を補足するため、現在の状態や課題に関係する統計データの推移を掲載しています。出典となる資料がある場合はグラフの下に示しています。

現況と課題

本市が実施してきた主な取組と現在の状態、最近の市民ニーズや社会環境の変化などを説明し、今後取り組むべき課題を記述しています。「施策に係る市民満足度」は令和3年のまちづくり市民アンケートでの評価「満足している」「多少満足している」を合わせた割合を掲載しています。

1 施策大項目

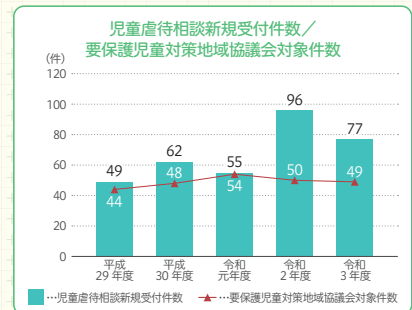
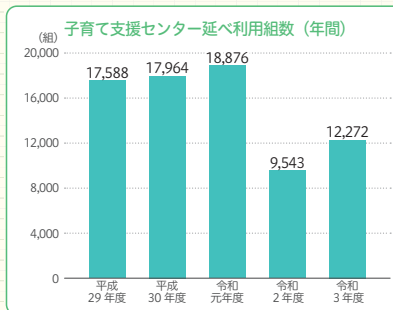
子ども・子育て支援

めざす姿

- 子育てと仕事を両立できる支援体制が整っています。
- 支援者の情報提供がスムーズに行われ、子どもの成長に合わせた子育ての悩みを相談できる体制が整っています。
- 地域全体で児童虐待の未然防止や早期発見・早期対応に取り組んでいます。

成果指標	現状値	目標値
子育て支援センター延べ利用組数(年間)	12,272組	18,000組
保育所等における待機児童数 [保育所・認定こども園(保育認定部分)・地域型保育施設における4月1日時点の待機児童数(国準拠の定義)]	0人	0人

数値で見る状況



現況と課題

施策に係る市民満足度 保育所など子育て支援が充実している 38.3%

- 急速に進行する少子化や、共働き家庭の増加、核家族化や地域コミュニティの希薄化など、子どもを取り巻く環境は大きく変化しています。子育てに不安や孤立感を感じる家庭も少なくなく、多様化する子育てのニーズへの対応が求められています。
- 国を挙げてスタートした「子ども・子育て支援新制度」に基づき、本市でも、質の高い幼児期の教育・保育の総合的提供、保育の量的拡大・確保、地域の子ども・子育て支援の充実に計画的に取り組んでいます。また、子育て世代包括支援センターを開設し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援を行う中で、システムの活用や関係課との会議を通じた情報共有により、連携を深めています。一方で、新型コロナウイルス感染症の流行の影響を受け、子育てイベント等の開催が難しい状況もありますが、保護者が孤立しストレスを抱え込むことがないよう地域で見守り支え合う支援が望まれます。
- 誰もが安心して子どもを生み、育てることができる環境づくりのためには、児童虐待防止対策、経済的負担の軽減等を含め、総合的に子育て支援施策を推進していく必要があります。本市では、子ども家庭総合支援拠点を中心に、児童相談所や警察署及び関係機関と連携しながら、子どもや保護者に寄り添った支援に努めており、今後も子どもの適切な保護、児童虐待の防止を図ることが重要です。加えて、各種手当の支給や助成を通じ、引き続き経済的負担の軽減を図ることが求められます。

取組内容(施策中項目)

「めざす姿」の着実な実現に向けた具体的な取組の内容を示しています。取組に沿った事業の概要については資料編「資料Ⅰ 後期基本計画 主な事業一覧」をご覧ください。

第3部

取組内容(施策中項目)

1. 子育て支援サービスの充実

- 放課後児童健全育成事業、延長保育事業、病児保育事業、一時預かり事業、地域子育て支援拠点事業等を実施します。
- 子育て世代包括支援センターを中心に母子保健と子育て支援が連携し、切れ目のない支援体制を整えます。
- 出産や子育てに関するアドバイスをメールで配信するほか、予防接種スケジュール作成機能を利用いただくことにより、出産・子育てをする上での負担の軽減を図ります。
- 子どもの将来が家庭の経済状況によって左右されないよう支援を行うための調査及び子育て支援全般に係る子ども・子育て支援事業計画策定のための調査を行います。

2. 子育てに係る経済的負担の軽減

- 各種手当の支給や、医療費や保育料等に対する支援を通じて、子育て家庭の経済的負担の軽減を図るなど、子育てや教育に対する経済的な支援を進めます。

3. ひとり親家庭等の支援体制の充実

- 児童扶養手当の支給、ひとり親家庭等医療費の支給及び母(父)子家庭等自立支援給付金等の支給を実施し、ひとり親家庭等の生活の安定と自立を支援します。また、ひとり親家庭等の自立に必要な情報の提供、相談指導等の支援を行い、職業能力の向上及び求職活動に関する支援を充実します。

4. 子育てと仕事の両立支援

- 保育所、認定こども園及び地域型保育施設における保育の実施を推進し、児童の健全育成及び保護者の子育てと仕事の両立を支援します。
- 放課後児童クラブの待機児童をつくらぬ取組を推進し、保護者の子育てと仕事の両立を支援します。

5. 子育て支援のネットワークの充実

- 子育て支援団体等と情報交換しながら、支援体制を継続していきます。また、支援団体の主催事業等において積極的に協働することにより、活動内容を把握し、より良い支援を行います。
- 地域で行われる子どもの居場所づくりの活動に協力します。

6. 児童虐待防止対策の充実

- 児童虐待は生命又は身体に危害を及ぼすおそれのある人権問題という認識の下、要支援児童の適切な保護を図るため、関係機関と情報の交換・共有を行い、児童虐待の早期発見・対応を行います。
- メールでの情報発信をはじめ、保護者との接点の確保を通じて児童虐待の一因となる出産・子育て期の孤立感や負担感を緩和し、虐待防止を図ります。
- 児童虐待防止のため、訪問支援の充実を図ります。
- 子どもの気持ちや成長を第一に考えた施策の研究・検討に努めます。

7. 保育環境の整備

- 保育所等の適正な整備と、安全で安心な保育環境の実現に向けた施設整備を行います。
- 放課後児童クラブの運営体制整備や施設改修、備品整備、障害児受入れのための整備等に対して助成を行います。

協働による取組

- 子育て支援グループ、NPO法人、ボランティア団体等と協働し、子育て親子の交流の場の提供や子育て相談、子育て教室、講演会等を引き続き実施し、地域に密着した子育て支援体制を整えていきます。
- 各種の関係機関や住民等、地域の主体と連携・協力しながら、子どもの適切な保護、児童虐待の防止を図ります。

後期基本計画

後期基本計画

協働による取組

「めざす姿」を実現するために、市民や関係団体等と行政が連携しながら取り組む活動の中で今後発展させていきたい活動を記述しています。



第1章 健康福祉分野

みんなで支え合い、 健やかにいきいきと 暮らせるまち

子どもの勉強の支援や
お年寄りの手助けは
できるかも!

誰にもやさしい、
バリアフリー*の
まちだといいね。

地域で困っている人を
みんなで支えられる
まちにしたい。



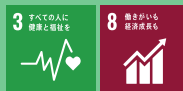


施策大項目と関連するSDGs

1. 子ども・子育て支援



5. 高齢者福祉の充実



2. 健康づくりの推進



6. 障害者福祉の推進



3. 医療体制の充実



7. 生活困窮者等の支援



4. 地域福祉の推進



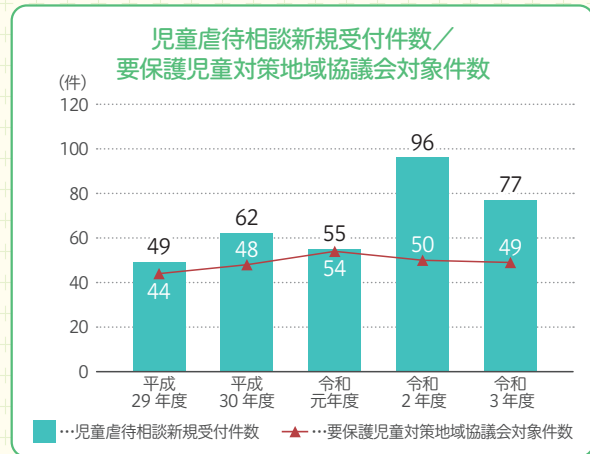
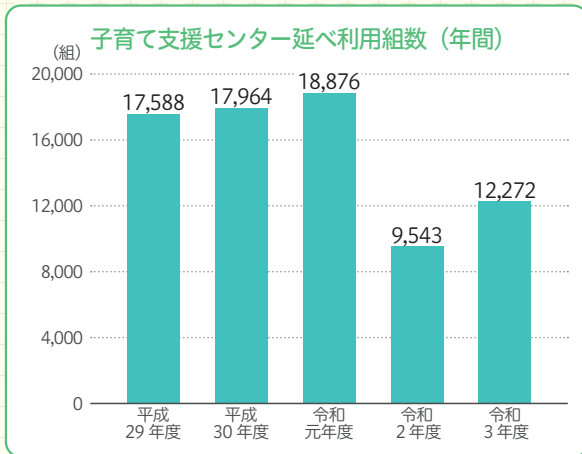
子ども・子育て支援

めざす姿

- 子育てと仕事を両立できる支援体制が整っています。
- 支援者の情報提供がスムーズに行われ、子どもの成長に合わせた子育ての悩みを相談できる体制が整っています。
- 地域全体で児童虐待の未然防止や早期発見・早期対応に取り組んでいます。

成果指標	現状値	目標値
子育て支援センター延べ利用組数(年間)	12,272 組 ▶▶	18,000 組
保育所等における待機児童数 [保育所・認定こども園(保育認定部分)・地域型保育施設における4月1日時点の待機児童数(国準拠の定義)]	0 人 ▶▶	0 人

数値で見る状況



現況と課題

施策に係る市民満足度 保育所など子育て支援が充実している **38.3%**

- 急速に進行する少子化や、共働き家庭の増加、核家族化や地域コミュニティの希薄化など、子どもを取り巻く環境は大きく変化しています。子育てに不安や孤立感を感じる家庭も少なくなく、多様化する子育てのニーズへの対応が求められています。
- 国を挙げてスタートした「子ども・子育て支援新制度」に基づき、本市でも、質の高い幼児期の教育・保育の総合的提供、保育の量的拡大・確保、地域の子ども・子育て支援の充実に計画的に取り組んでいます。また、子育て世代包括支援センターを開設し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援を行う中で、システムの活用や関係課との会議を通じた情報共有により、連携を深めています。一方で、新型コロナウイルス感染症の流行の影響を受け、子育てイベント等の開催が難しい状況もありますが、保護者が孤立しストレスを抱え込むことがないよう地域で見守り支え合う支援が望まれます。
- 誰もが安心して子どもを生み、育てることができる環境づくりのためには、児童虐待防止対策、経済的負担の軽減等を含め、総合的に子育て支援施策を推進していくことが必要です。本市では、子ども家庭総合支援拠点を中心に、児童相談所や警察署及び関係機関と連携しながら、子どもや保護者に寄り添った支援に努めており、今後も子どもの適切な保護、児童虐待の防止を図ることが重要です。加えて、各種手当の支給や助成を通じ、引き続き経済的負担の軽減を図ることが求められます。



取組内容(施策中項目)

1. 子育て支援サービスの充実

- 放課後児童健全育成事業、延長保育事業、病児保育事業、一時預かり事業、地域子育て支援拠点事業等を実施します。
- 子育て世代包括支援センターを中心に母子保健と子育て支援が連携し、切れ目のない支援体制を整えます。
- 出産や子育てに関するアドバイスをメールで配信するほか、予防接種スケジュール作成機能を利用いただくことにより、出産・子育てをする上での負担の軽減を図ります。
- 子どもの将来が家庭の経済状況によって左右されないよう支援を行うための調査及び子育て支援全般に係る子ども・子育て支援事業計画策定のための調査を行います。

2. 子育てに係る経済的負担の軽減

- 各種手当の支給や、医療費や保育料等に対する支援を通じて、子育て家庭の経済的負担の軽減を図るなど、子育てや教育に対する経済的な支援を進めます。

3. ひとり親家庭等の支援体制の充実

- 児童扶養手当の支給、ひとり親家庭等医療費の支給及び母(父)子家庭等自立支援給付金等の支給を実施し、ひとり親家庭等の生活の安定と自立を支援します。また、ひとり親家庭等の自立に必要な情報の提供、相談指導等の支援を行い、職業能力の向上及び求職活動に関する支援を充実します。

4. 子育てと仕事の両立支援

- 保育所、認定こども園及び地域型保育施設における保育の実施を推進し、児童の健全育成及び保護者の子育てと仕事の両立を支援します。
- 放課後児童クラブの待機児童をつくらぬ取組を推進し、保護者の子育てと仕事の両立を支援します。

5. 子育て支援のネットワークの充実

- 子育て支援団体等と情報交換しながら、支援体制を継続していきます。また、支援団体の主催事業等において積極的に協働することにより、活動内容を把握し、より良い支援を行います。
- 地域で行われる子どもの居場所づくりの活動に協力します。

6. 児童虐待防止対策の充実

- 児童虐待は生命又は身体に危害を及ぼすおそれのある人権問題という認識の下、要支援児童の適切な保護を図るため、関係機関と情報の交換・共有を行い、児童虐待の早期発見・対応を行います。
- メールでの情報発信をはじめ、保護者との接点の確保を通じて児童虐待の一因となる出産・子育て期の孤立感や負担感を緩和し、虐待防止を図ります。
- 児童虐待防止のため、訪問支援の充実を図ります。
- 子どもの気持ちや成長を第一に考えた施策の研究・検討に努めます。

7. 保育環境の整備

- 保育所等の適正な整備と、安全で安心な保育環境の実現に向けた施設整備を行います。
- 放課後児童クラブの運営体制整備や施設改修、備品整備、障害児受入れのための整備等に対して助成を行います。

協働による取組

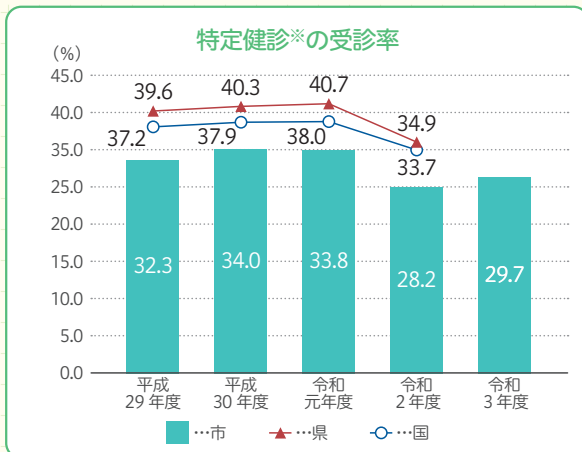
- 子育て支援グループ、NPO法人、ボランティア団体等と協働し、子育て親子の交流の場の提供や子育て相談、子育て教室、講演会等を引き続き実施し、地域に密着した子育て支援体制を整えていきます。
- 各種の関係機関や住民等、地域の主体と連携・協力しながら、子どもの適切な保護、児童虐待の防止を図ります。

めざす姿

- 市民の健康管理に関する関心が高く、自ら健康づくりのための行動を実践している市民が増えています。
- 各ライフサイクルにおける心身の健康づくりや相談窓口等の支援体制が充実し、健康的な生活ができる環境が整っています。
- 発達障害[※]等の子どもたちへの支援体制が充実し、地域社会の中で自立した生活を営める環境が整っています。

成果指標	現状値	目標値
特定健診 [※] の受診率	29.7% ▶▶	41.3%
母子の健康状態把握率 [妊娠から生後4か月まで]	100.0% ▶▶	100.0%

数値で見る状況



▲ 母子健診

現況と課題

施策に係る市民満足度 住民健診や健康指導が充実している…………… 57.2%

- 疾病の早期発見につながる各種検診は、全体的に受診率が上昇傾向にあったものの、新型コロナウイルス感染症が流行した令和2年度には顕著に低下しています。健康教室・健康相談事業とともに、市民生活の質の維持・向上と健康寿命[※]の延伸のために受診率・受講率を高める工夫が必要です。健診の結果や国保データベース (KDB) システム等の情報を活用し、健康づくりを推進します。
- 健康づくりへの動機づけとして、本市では18歳以上の市民を対象に健康づくりチャレンジポイント事業(はにぼんチャレンジ)を実施しており、今後も市民が主体的に健康づくりを行っていただけるよう動機づけや情報提供等の充実が求められます。
- 発達に不安のある子どもが、健やかに地域社会の中で自立した生活を送ることができるよう、発達教育支援センター「すきっぷ」を核として、子どもや保護者及び周囲で関わる人々への支援を、家庭だけでなく学校や保育所等へ出向いて実施しています。今後も子どもを支える各関係機関との連携体制の充実を図っていきます。
- 我が国において自殺は深刻な社会問題であり、本市では、本庄市自殺対策計画を策定し、若年期からの心の健康づくりを実施しています。引き続き、教室・講座等による普及啓発に努め、心の健康づくりを図っていくことが必要です。
- 新型コロナウイルス等、新たな感染症への対応の必要性が高まっています。迅速な感染症対策や予防接種による感染予防を実施することが必要です。



取組内容(施策中項目)

1. 健診・検診体制の充実

- 「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づく国民健康保険被保険者を対象とした特定健康診査・特定保健指導と後期高齢者医療被保険者を対象とした健康診査、「健康増進法」に基づく健康診査やがん検診・健康教育・健康相談などを実施します。
- 健診・検診の無料化や同時実施などで、受診率の向上を図り、生活習慣病の予防と疾病の早期発見を目指し、健康的な質の高い生活を実現します。
- 市民自ら健康管理ができるよう、健診・検診についての知識の普及啓発を行います。特に若者へのがん予防や生活習慣病予防のための普及啓発を行い、自発的な健康づくりを促します。
- 健診の結果や国保データベース(KDB)システム等の情報を活用し、高齢者の特性に合わせた保健事業と介護予防の一体的な取組も行っていきます。

2. 体の健康づくりの推進

- 効果が認められている「マイトレ教室」の継続実施や動機づけ事業を活用し、市民の健康づくりを推進します。また、生活習慣病の重症化を予防するための支援を行います。
- 全てのライフステージにおいて、いきいきと健康な毎日を過ごすため、望ましい食生活を実践できるよう、食育の推進に取り組みます。

3. 予防接種の推進

- 「予防接種法」に基づく定期的な予防接種を実施しています。予防接種スケジュール作成機能の周知を図り、接種率の向上を目指します。

4. 母子保健の推進

- 乳幼児健康診査・健康相談・教室の充実により、疾病の早期発見や心身の健やかな発育・発達を支援します。また、妊娠期からの切れ目のない支援により、安心して子育てができる環境の整備を目指します。

5. 発達障害*児等への支援の充実

- 発達に不安のある子どもとその保護者に保健師、言語聴覚士、作業療法士、公認心理師等の専門職が個別相談や指導を行い、保護者や周囲で関わる大人が子どもの特性に気づき、その子に合った関わり方ができるように継続した支援を行い、子どもの健やかな成長を支えます。

6. 心の健康づくりの推進

- 子どもからお年寄りまで各ライフステージに応じた、心の健康づくりの正しい知識の普及・啓発や支援・サポート体制の整備に努めます。
- 保健・医療・福祉・教育・労働等関係機関との連携・協力を強化し、総合的な自殺対策を推進します。



▲ キッズ健幸アンバサダー*講座

協働による取組

- 各地域における、健康づくりの取組と相互に連携し、地域の特性を活かした健康づくりや、住民主体の健康づくりを行っていきます。
- 地域住民に対して健康づくりに係る情報提供を行う健幸アンバサダー*や食生活改善推進員の育成を通し、地域の主体との協働による健康づくりを推進します。

めざす姿

- 休日や夜間の初期救急医療※体制や相談機能が充実しています。
- 高度な医療をはじめ地域医療体制が充実しています。
- 市民がかかりつけ医・かかりつけ歯科医を持ち、自ら健康管理を行っています。

成果指標

現状値

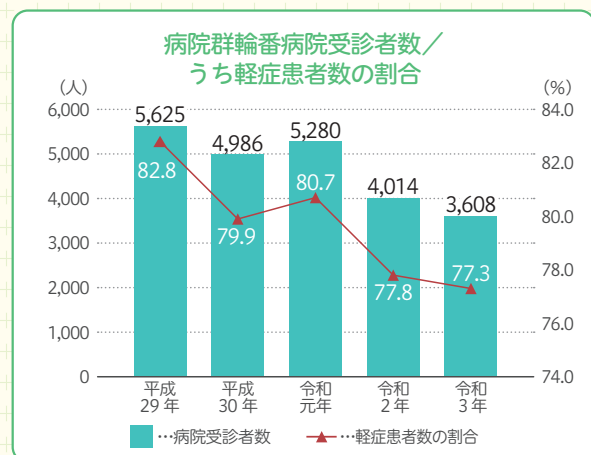
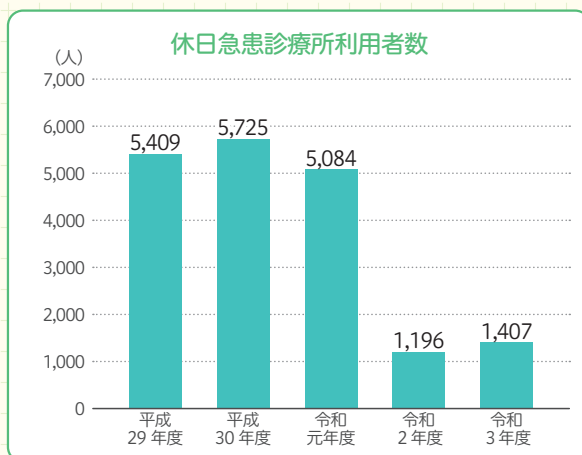
目標値

病院群輪番病院受診者に占める軽症患者率
【夜間や休日の輪番病院を受診する人のうち軽症患者の割合】

77.3% ▶▶

75.0%

数値で見る状況



現況と課題

施策に係る市民満足度 病院や診療所など医療機関が充実している 39.3%

- 本市は、埼玉県地域保健医療計画で定めた本庄市、児玉郡を一体とする児玉医療圏に属し、救急医療体制を組んでいます。
- 初期救急医療※については、休日急患診療所において、休日・年末年始及び週に1日平日の夜間に内科系の診療に対応し、外科系は休日の午前中のみ在宅当番医制で対応しています。入院を必要とする重症患者等を対象とする二次救急医療※については、休日の昼間と全日の夜間、児玉郡市内の6病院が年間を通じて輪番制で対応しています。一方、輪番病院には、夜間に体調を崩したときなどに受診する患者も多く、本来の二次救急病院としての機能が果たされにくい状況があることから、初期救急医療※体制の充実を図ることが必要です。
- 高度な医療を必要とする三次救急医療※や小児の二次救急医療※については、熊谷・深谷地域を含む北部保健医療圏に属し対応しています。当医療圏は、地域医療を担っている医療機関の協力の下で救急体制を組んでいますが、対応できる医療機関が少ないため医療圏内だけでの対応は難しく、他の医療圏域や、搬送時間が短い群馬県の病院への搬送も行われています。高度な医療をはじめ地域医療の充実に向け、北部保健医療圏の充実を県に要望するとともに、県境を越えた体制整備についても県への働きかけを行っていますが、更なる充実を図ることが求められています。
- 市民一人一人がかかりつけ医・かかりつけ歯科医を持つことは、自分の体に責任を持つことであり、適切な医療により健康を守るために有効であるだけでなく、健全な医療保険財政の運営のためにも重要です。こうした観点から、できるだけ多くの市民に、かかりつけ医・かかりつけ歯科医を持っていたるよう周知啓発していく必要があります。



取組内容(施策中項目)

1. 初期救急医療*の充実

- 在宅当番医制により休日の午前中に外科系の診療を行っています。また、本庄市休日急患診療所において、休日・年末年始の昼間、夜間及び週に1日平日の夜間に内科系の診療を行っています。今後も本体制が維持できるよう、関係機関と連携を図ります。

2. 地域医療の充実

- 児玉郡市内の6病院において、内科系・外科系の休日・夜間救急搬送受入を輪番制にて対応しています。いつでも受け入れができるよう、体制の整備・充実に努めます。
- 小児二次救急医療*は熊谷・深谷・児玉地区の北部保健医療圏において県と連携し整備を進めています。また、休日急患診療所の後方支援病院の確保も含め、群馬県の搬送可能範囲にある小児二次救急病院との連携を進めます。
- 医療資源の確保を図るとともに、病院等の誘致の調査研究も含め、高度な医療や三次救急医療*体制の充実に向けて取り組みます。

3. 市民への啓発

- かかりつけ医・かかりつけ歯科医の必要性についての周知啓発を図るとともに、電話相談事業により病気についての不安解消に努めることで不要な救急病院への受診を減らすよう努めます。
- 国民健康保険の健全な財政運営を図るため、加入者の資格の適正化や医療費の適正給付を推進し、ジェネリック医薬品、セルフメディケーション*の普及・啓発に努めます。



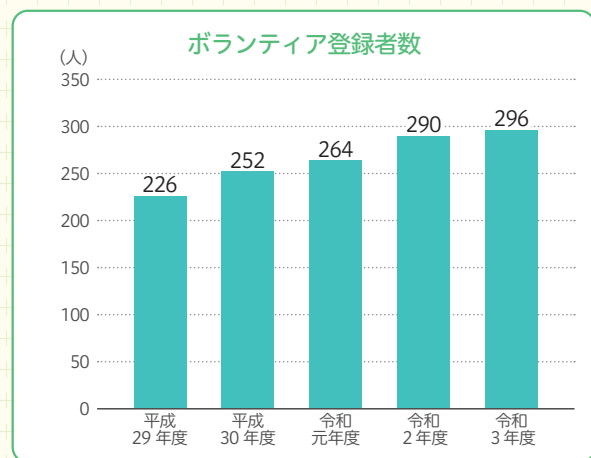
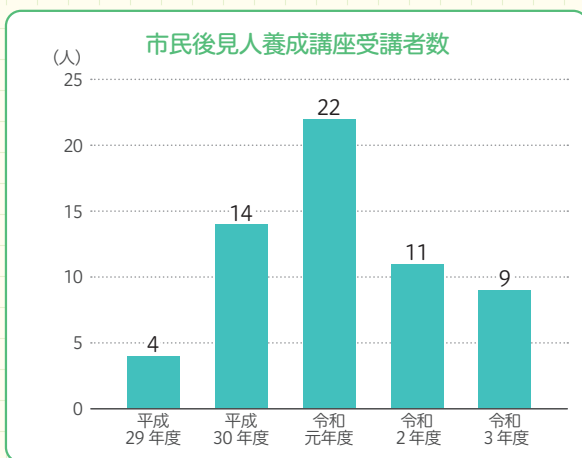
▲ 休日急患診療所・健診センター

めざす姿

- 誰もが住み慣れた地域社会の中で、助け合い、支え合いながら自分らしくいきいきと暮らしています。
- 行政と関係機関・団体、地域住民等が共に協働しながら、地域の諸問題を解決する体制が整っています。

成果指標	現状値	目標値
市民後見人候補者の登録者数	8人 ▶▶	30人

数値で見る状況



現況と課題

施策に係る市民満足度 障害者への支援体制や誰もが地域で支え合える体制が充実している …… 20.4%

- 急速に進む少子高齢化や社会経済情勢の変化を背景に、人のつながりの希薄化などが進み、既存の福祉制度だけでは対応できない、孤立・孤独、ひきこもり、自殺、貧困、虐待、ケアラー※・ヤングケアラー※などの様々な課題が生じています。これらの多岐にわたる課題を解決するためには、地域住民、自治会、学校、NPO法人、福祉関係団体、ボランティア、民生委員・児童委員、行政などの地域で暮らす全ての人々がつながり合う、自助、互助、公助の仕組み(ネットワーク)をつくる必要があります。
- 地域の複雑化・複合化したニーズに対応するため、国では、高齢、障害、子ども、生活困窮の各制度の関連事業について一体的に行うとともに、地域での主体的な支え合いの活動を支援し、これらを連携させ、支援をつないでいく体制を整えるために、重層的支援体制整備事業※を創設しました。今後地域の様々な課題に対応していくためには、重層的支援体制整備事業※の実施に向け、現行の地域福祉計画における地域課題と一体的に推進する必要があります。
- 権利擁護が必要な状態にある人が、地域で自分らしく生活を送るためには、家族を含め本人を取り巻く地域の人々の理解と協力が必要不可欠です。本市では、本庄市成年後見サポートセンターにおいて、成年後見制度の周知と適切な利用の促進を図っており、今後も関係機関等と連携しながら権利擁護を推進していくことが重要です。



▲ 次世代地域づくり会議



取組内容(施策中項目)

1. 地域福祉の推進体制づくり

- 本庄市社会福祉協議会の活動の支援を通じて、子育て、障害のある人、高齢者福祉やボランティア、結婚に向けた支援など様々な地域福祉事業の実施を図ります。また、地域福祉の担い手となる事業者、関係機関・団体を支援するとともに、主体的に地域活動を行う人材育成と、団体間の連携強化に努めます。
- 保健、医療、福祉等のサービスを有機的に組み合わせ、課題の発見から解決までの一連の相談支援体制を構築します。
- 地域住民や関係機関・団体、行政等が一体となった地域福祉ネットワークづくりを推進します。

2. 地域福祉意識の醸成と活動の促進

- 学校教育や社会教育を通じた福祉教育を推進する中で、地域課題に関する学習会の開催等、地域福祉活動に参加するきっかけづくりを進めるとともに、地域福祉活動への関心を高め、地域住民の主体的な参加を促すための取組を行います。
- 地域における課題を地域住民が自らの課題として主体的に捉え、解決を試みることができるよう、地域住民や自治会に加え、まちづくりに関係する事業者に対しても、意識醸成や福祉のまちづくりに必要な働きかけを行います。

3. 権利擁護の推進

- 本庄市成年後見サポートセンターを中心に関係機関等と連携しながら成年後見制度の周知と適切な利用の促進を図り、権利擁護を推進していきます。
- 権利擁護を推進するために、障害や認知症等により判断の能力が不十分な人への支援、家族等に対する支援(ケアラー*・ヤングケアラー*支援)、本人や家族等を取り巻く周囲の理解の促進、地域づくりへの支援も同時に進めていきます。



▲ 小学校での総合学習支援(福祉体験学習)



▲ 本庄市社会福祉協議会での助け合いサービスによる買い物支援

協働による取組

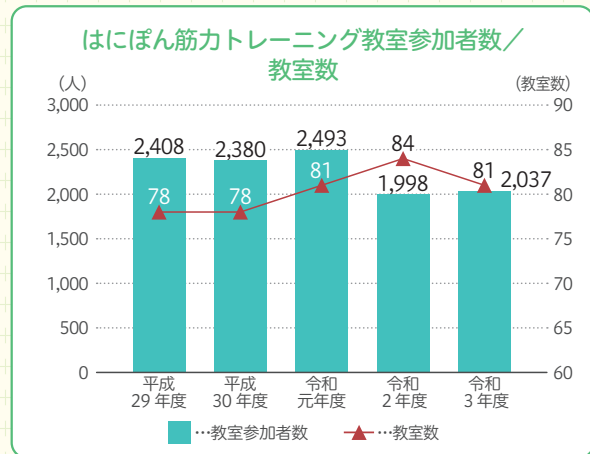
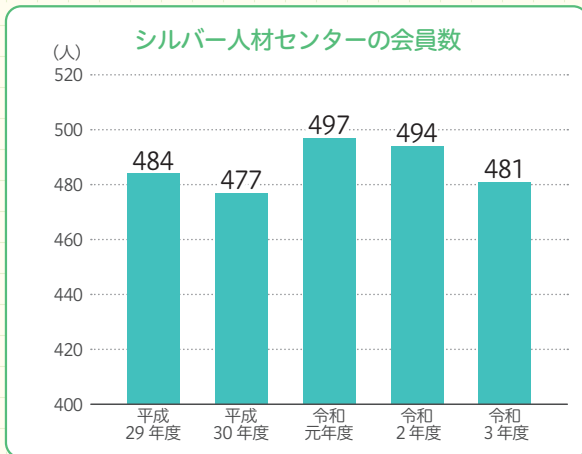
- 地域共生社会*の実現に向け、地域福祉意識の醸成を図り、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる環境を整え、行政と地域住民等の協働による地域福祉を推進します。

めざす姿

- 多くの高齢者が住み慣れた地域で元気に安心して暮らしています。
- 介護予防の取組が充実し、高齢者の健康寿命*が延伸しています。
- 高齢者が積極的に社会参加をし、自らの能力や経験を発揮しています。
- 高齢者が地域ぐるみで支えられ、その権利が擁護されています。

成果指標	現状値	目標値
シルバー人材センターの会員数	481人 ▶▶	530人
はにぼん筋力トレーニング教室(介護予防事業) 参加者数[65歳以上の高齢者を対象に開催する はにぼん筋力トレーニング教室への参加者数]	2,037人 ▶▶	2,500人

数値で見る状況



現況と課題

施策に係る市民満足度 高齢者が生きがいをもって暮らせる体制が充実している 24.1%

- 高齢化率*の継続的な上昇が見込まれる中で、高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けられるようにするため、医療・介護・予防・住まい・生活支援の5つのサービスを一体的に提供する「地域包括ケアシステム」の深化を推進する必要があります。
- 高齢化の進展に伴い、要介護者が増大し、介護保険給付や高齢者福祉サービスの需要が大きくなる一方、少子化の進行で介護・福祉サービスを支える現役世代の減少が見込まれます。高齢者が可能な限り要介護状態にならないようにするため、健康づくりや介護予防を推進して、高齢者の心身の健康の増進を図る必要があります。
- 高齢者の中にはボランティア活動や就労等を通じて、社会参加への意欲を持つ方も増えてきています。高齢者の自己実現の要求に応えるため、生きがいづくりとして、地域活動、ボランティア活動への参加を支援するとともに、就労機会の拡大など、元気な高齢者が、生涯現役として活躍できる体制を整えていくことが必要です。
- 高齢化の進展と同時に、単身高齢者や高齢者のみの世帯、認知症高齢者が増加しています。地域において自立した日常生活を営むことができるように、地域社会と高齢者のつながりを強めて高齢者の孤立を防ぐなど、共に支え合う地域共生社会*の実現を目指すことが必要です。また、高齢者の権利擁護を推進するため、高齢者虐待への速やかな対応や成年後見制度の周知・啓発、利用促進を図る必要があります。



取組内容(施策中項目)

1. 介護予防の推進

- 市民と行政が協働して高齢者の健康づくりと介護予防を一体的に推進し、地域でできる限り自立した日常生活を営めるよう、要介護状態の発生や悪化を可能な限り防ぐとともに、その軽減を目指します。
- 国保データベース(KDB)システム等を活用し、地域の健康課題の分析と対象者の把握、高齢者に対する個別的支援と通いの場等への積極的な関与を行い、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施に取り組みます。

2. 介護・福祉のサービスの連携と充実

- 地域包括支援センターの機能の充実を図るなど、地域包括ケアシステムの更なる深化を進めます。

3. 社会参加・生きがいづくりの促進

- 老人クラブ、高齢者サロン等の参加につなげる支援や活動支援、生涯学習の充実を図ることで高齢者の生きがいを増進します。
- 見守りや外出支援などの生活支援サービスを整備し、地域の支え合い活動を推進していきます。
- 高齢者が地域活動、ボランティア活動等の担い手として活躍できる場の創出と充実に努めます。また、就労機会の拡大を図るなど、高齢者の社会参加を促進します。

4. ともに生きる豊かな地域社会づくり

- 市民の理解と協力の下、地域の活動者やボランティアなどと連携し、高齢者が住み慣れた地域で、お互いに支え合いながら安心して自立した生活を送ることができるよう、社会的にも、心理的にも障壁の無いバリアフリー*のまちづくりに努めます。
- 高齢者虐待への対応や成年後見制度の周知・啓発、利用促進を図り、高齢者の権利擁護を推進します。
- 認知症サポーターの養成や、チームオレンジ*の整備、認知症カフェの設置促進など、地域において認知症の人とその家族を支える取組を推進します。



▲ 認知症サポーター養成講座



▲ オレンジカフェ(認知症カフェ)

協働による取組

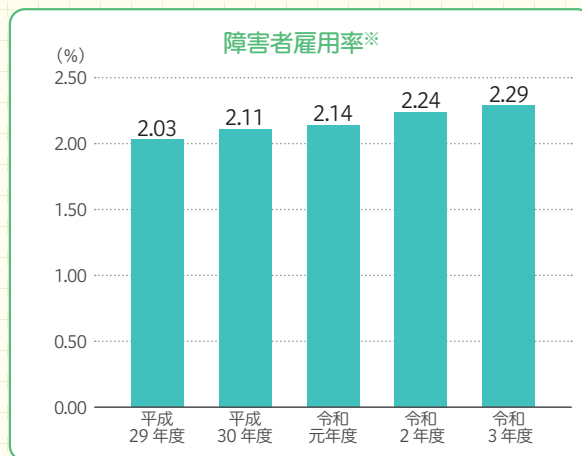
- 地域住民同士の支え合い等について協議する生活支援体制整備事業*における協議体の運営推進、介護予防や生活支援、認知症サポーターの養成等を通し、市民との協働による地域ぐるみの健康づくりと介護予防に取り組みます。
- 認知症の人の見守り、高齢者虐待、高齢者の孤立、トラブルの防止など、高齢者を総合的に見守るネットワークを市民や地域の様々な組織や団体と協働して構築します。
- 関係団体と連携し、児童の登下校の見守り活動など高齢者の社会参加を促進します。

めざす姿

- 障害のある人が、地域において等しく権利を享有して、日常生活や社会生活の中で個人として尊重された暮らしをしています。

成果指標	現状値	目標値
障害者雇用率*	2.29 %	2.30 %

数値で見る状況



現況と課題

施策に係る市民満足度 障害者への支援体制や誰もが地域で支え合える体制が充実している …… 20.4%

- 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」(障害者総合支援法)の施行後9年が経過し、本市においても障害福祉サービス等の需要は年々増えています。また、特に障害児に対する通所支援サービス等の利用が大きく増加している中、良質なサービスを確保するとともに、関係機関による支援体制の整備が急務です。
- 障害の有無にかかわらず、住み慣れた地域でともに暮らしていくことのできる地域共生社会*を構築するためには、障害のある人への理解を促進し、全ての市民が一個人として尊重されるとともに、バリアフリー*化を推進するなど安心して暮らしやすい生活環境の整備を図る必要があります。
- 本市は特に、視覚に障害を抱えながらも「群書類従」の編纂^{きん}という偉業を成し遂げた塙保己一の生誕の地として、その偉業に関わり、惜しみない力添えをした人々にも深く思いを寄せつつ、ノーマライゼーション*を推し進める必要があります。
- 精神障害や知的障害に関わる相談が多く、また高齢者や子どもとの関わりなど複合的な課題を抱えた案件が増加傾向にあります。医療や生活支援を行う関係機関や地域との連携・協力を進めていく必要があります。
- 関係機関で連携し障害のある人の就労支援を推進していますが、障害のある人の適性に応じた就労支援体制を更に充実していく必要があります。



取組内容(施策中項目)

1. 社会参加と交流の推進

- 障がい者就労支援センターの活動等により障害のある人の就労機会の拡大を図るとともに、障害者就労施設からの物品購入等を進め、その自立を支援します。
- 生涯学習やスポーツ・レクリエーション活動への参加支援、「ふれ愛祭」や「老人・障害者スポーツ大会」の開催など、地域での交流を積極的に推進します。また、障害や障害のある人への理解を促進します。

2. 自立支援給付等の充実

- サービスを利用するための計画相談支援、自宅や施設で介護の支援を受ける介護給付、リハビリテーションや就労に向けた訓練等給付、心身の障害や医療費の自己負担を軽減するための自立支援医療、補装具支給の充実を図るとともに、需要に見合った事業所の確保に努め、日常生活や社会生活の充実に取り組みます。
- 障害児の発達を支援する障害児通所支援サービスの充実を図るとともに、支援体制の整備を推進します。

3. 地域生活支援の充実

- 相談支援や意思疎通支援、日常生活用具の給付、成年後見制度利用支援など、地域の状況に応じたサービスを提供するとともに、バリアフリー※化を推進するなど障害のある人が住み慣れた地域でいきいきと生活ができるよう生活環境の整備を図ります。
- 相談支援の中核となる障害者基幹相談支援センターを設置し、円滑な相談支援を推進するとともに、緊急時の対応や地域移行への支援を行う地域生活支援拠点等の整備を推進します。

4. 関係機関等との連携

- 障害者自立支援協議会の活動を通して、障害者団体、事業者、行政などの関係機関間で情報共有を図り、協働により障害のある人を支援する体制の強化を図ります。
- 精神障害者が地域の一員として安心して暮らせるよう、精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進します。



▲ ふれ愛祭

協働による取組

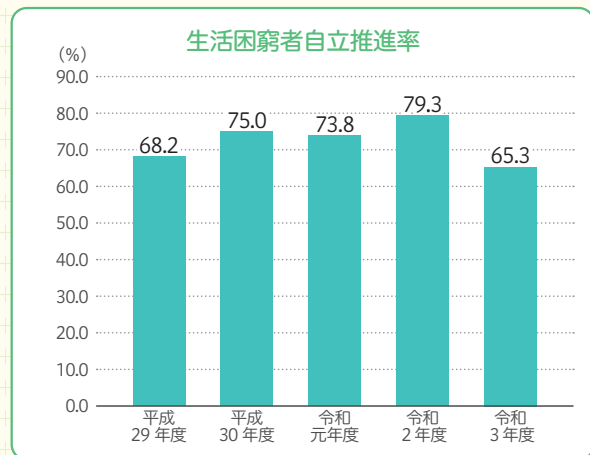
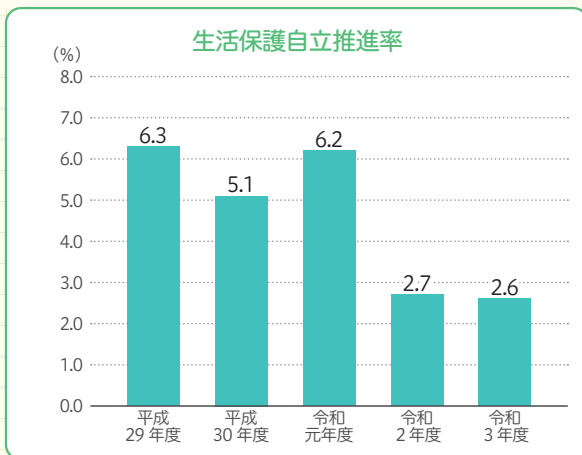
- 障害者自立支援協議会を引き続き運営し、社会福祉法人や NPO 法人等の民間団体との間に構築された協力関係の下に、虐待・差別も含めた個別ケースの問題解決に取り組むとともに、障害のある人の社会参加の促進に努めます。また、「ふれ愛祭」などの交流事業を団体や事業所等との協働により実施し、障害の有無を超えたつながりを深めます。

めざす姿

- 生活困窮者等の自立に向け、行政と関係機関、地域住民等が協働して支え合っています。
- 市民が抱えている福祉に関する様々な困りごとについて、総合相談窓口で適切な相談・支援を実施しています。

成果指標	現状値	目標値
生活保護自立推進率 [就労年齢層(概ね15歳～65歳)のいる保護世帯のうち、就労等により自立(保護廃止)した世帯数の率]	2.6 % ▶▶▶	4.6 %
生活困窮者自立推進率 [就労支援を実施している生活困窮者のうち、新たに就労した人の率]	65.3 % ▶▶▶	70.0 %

数値で見る状況



現況と課題

施策に係る市民満足度 障害者への支援体制や誰もが地域で支え合える体制が充実している …… **20.4%**

- 生活困窮等に至る要因は、複合的でその課題が多分野にわたっていることから、課題の解決に向けては、行政だけではなく、専門的ケアを含めた様々な主体の関わりが一層求められます。本市では、令和4年度に福祉分野の複合的な課題や制度の狭間のニーズに対し、組織的連携や支援を行うため、総合相談窓口を新たに設置し、生活困窮、ひきこもり等も含めて、縦割りではない分野横断的な対応、関係する機関や地域社会と連携した支援を図っています。
- 生活困窮やひきこもり等といった課題に関して、自立と安定した生活の実現に向けた施策の的確な実施を図るとともに、生活困窮者等を含めた誰もが、生活の様々な場面で地域とのつながりを持ちつつ安心して生活を送ることができるよう、地域づくりを進める必要があります。このため、自ら声を上げられないような潜在的に支援を必要とする人の早期発見はより重要になります。支援を必要とする人の生活に寄り添った継続的・日常的な支援には、行政のみならず保健、医療、教育、福祉等の関係機関とともに、地域の民生委員・児童委員をはじめとする市民やボランティア団体などとの連携体制の構築が求められます。また、市民の理解を得つつ協働して、生活に困窮されている方も、ともに暮らしやすい地域づくりを進めることが求められます。

取組内容(施策中項目)

1. 生活困窮者等への支援

- 生活に困窮する人や困窮するおそれのある人の相談をワンストップで受け付けるとともに、潜在的な支援対象者の早期発見に努め、関係する機関等と連携してきめ細かな支援を行います。特に、貧困の連鎖を予防するため、支援対象世帯の子どもには将来の自立に向けた学力・基礎能力の習得や自己肯定感を育むことができるよう支援します。
- 生活保護世帯に対しては、生活状況を把握しつつ就労支援や社会参加等の支援を行い、自立を促進します。
- こうした取組を一つの受け皿として、地域社会と連携し、若者のみならず、中高年も含めたひきこもりなどの課題への対応を進めます。

2. 支援への理解を深める取組と支援ネットワークづくり

- 支援制度への理解を深める取組として、あらゆる機会を捉え、制度や現状を丁寧に説明し、協働を働きかける取組を進め、それぞれが生活困窮者等を支える当事者意識を持った、横断的な支援のネットワークの形成に取り組みます。



▲ 福祉の困りごと相談窓口

協働による取組

- 行政と地域住民等の協働による生活困窮者支援の体制づくりを進め、生活困窮者等が安心して生活できる地域共生社会*の実現を目指します。



第2章 教育文化分野

未来を拓く人を育み、 歴史と文化の薫るまち

人生のそれぞれのステージで
学びの機会が
あったらいいと思う！

市の施設を活用して、
アートなどのイベントを
開催していけるといいな。

子どもには、
明るくきれいな
校舎で学んでほしい。





施策大項目と関連するSDGs

1. 確かな学力と 自立する力の育成



2. 豊かな心と 健やかな体の育成



3. 教育環境の整備



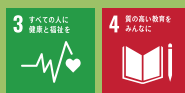
4. 生涯学習の活発化



5. 文化財の保護と 活用の推進



6. 生涯スポーツ・ レクリエーションの促進



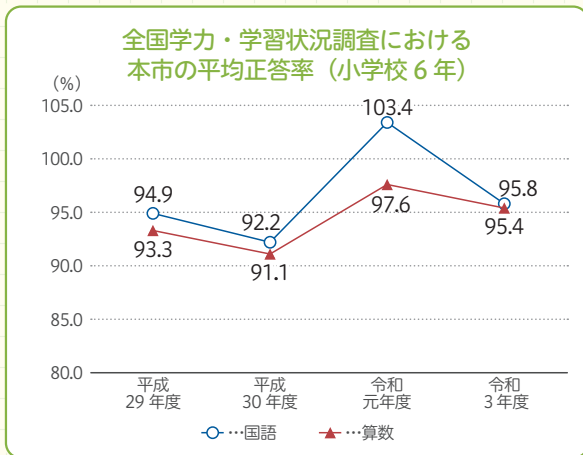
確かな学力と自立する力の育成

めざす姿

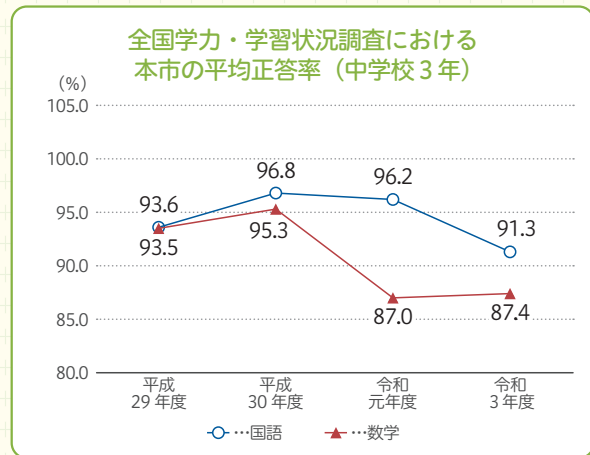
- 自ら学び主体的に判断・行動し、よりよく問題解決できる、「確かな学力」が身についています。
- 学校・家庭・地域が一体となって子どもの育成に取り組んでいます。

成果指標	現状値	目標値	
全国学力・学習状況調査の 全国平均正答率を100としたときの 本市の平均正答率	小学校6年国語	95.8 % ▶▶▶	100.0 %
	小学校6年算数	95.4 % ▶▶▶	100.0 %
	中学校3年国語	91.3 % ▶▶▶	100.0 %
	中学校3年数学	87.4 % ▶▶▶	100.0 %

数値で見る状況



*全国平均正答率を100として示しています。
令和2年度は非実施です。



*全国平均正答率を100として示しています。
令和2年度は非実施です。

現況と課題

施策に係る市民満足度 学力を育む教育が充実している **28.6%**

- グローバル化や技術革新の進展、人口減少や経済規模の縮小など、社会の変化が激しくなっており、今後その変化は一層激しくなると見込まれる中、経験したことのない未知なる課題に対応できる力を児童生徒が身につけていくことが求められます。
- 本市では、「本庄型授業スタンダード*」を柱とした授業改善や学力向上策に全市を挙げて取り組んでいます。今後も、成果が見られる取組を市全体で共有し、引き続き確かな学力の育成を推進していく必要があります。また、児童生徒が自立した人間として主体的に判断し、多様な人々と協働しながら新たな価値を創造できる力を伸ばせるよう、主体的・対話的で深い学びを実現していく必要があります。
- 本市では市内全16小中学校がコミュニティ・スクール*となっています。少子高齢化や地域社会の構造変化など児童生徒を取り巻く環境が大きく変わっている中、家庭や地域の力を活用しながら、連携・協働により「地域とともにある学校づくり」に取り組んでいくことが重要です。



取組内容(施策中項目)

1. 指導方法の工夫改善と確かな学力の育成

- 指導方法の工夫改善を進め、学ぶ意欲を高め、基礎基本の徹底を図るとともに、思考力・判断力・表現力の育成に取り組み、学力の向上を図ります。
- 小中学校の連携を進め、9年間を見通した教育を推進します。
- 児童生徒を支援する補助教員の配置や学習の機会の充実を図り、個に応じた指導を推進します。
- ICT※を活用した指導方法の工夫改善を進めます。
- 英語教育の更なる充実など、今日的な教育課題への対応を図っていきます。

2. 家庭や地域と連携し、地域とともにある学校づくりの推進

- 学校の経営方針を明示するなど、家庭や地域の人々へ積極的に情報の発信を行います。また、家庭や地域との連携や協働を更に進め、地域とともにある学校づくりを進めます。

3. 進路指導・キャリア教育の推進

- 児童生徒一人一人が進路に対する目的意識を高めるとともに、児童生徒一人一人に夢や志を育てる教育活動を進めます。
- キャリアに関する学習や各教科の学習等を通して、勤労観や職業観を育てます。

4. 教員の資質能力の向上

- 学校の課題研究等の研修会に積極的に指導者等を派遣するなどの支援をしていきます。
- 学力向上をはじめとする様々な教育課題解決に結びつく研修を実施し、教員の資質の向上を図ります。

5. 特別支援教育の推進

- 児童生徒一人一人が、社会で自立できる自信と力を育むことができるよう、合理的配慮に基づく特別支援教育的手法を取り入れた教育活動を推進します。
- 児童生徒の障害に合わせた特別支援教育を推進するとともに、きめ細やかな就学支援を推進します。



▲ 小学校での授業の様子

協働による取組

- 地域に開かれた学校づくりを推進し、学校の教育力を向上させるため、地域ボランティアや地域の各種団体、関係機関等を加え組織された「学校応援団」の活動(学校ファーム・PTA読み聞かせ・ゲストティーチャー・登下校の見守りなど)を継続するとともに、更なる充実を図ります。また、コミュニティ・スクール※の運営等を通し、家庭や地域との連携・協働による「地域とともにある学校づくり」を推進していきます。

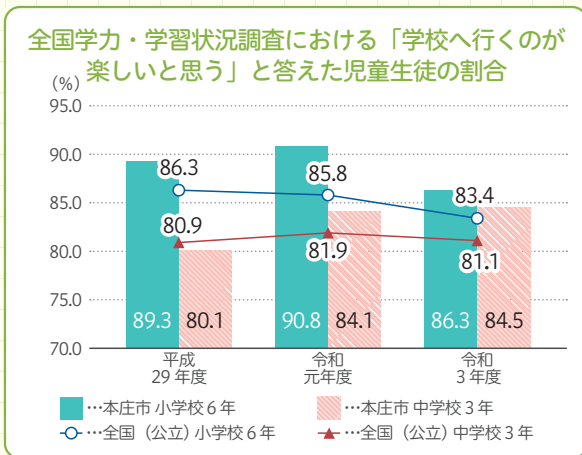
豊かな心と 健やかな体の育成

めざす姿

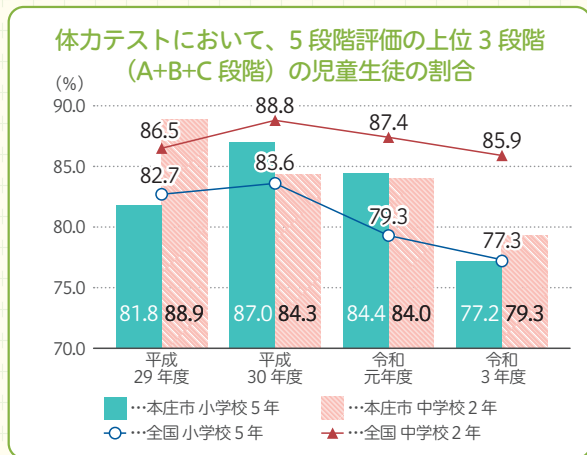
- 人権意識が育まれ、明るくいいきと学校生活を送っています。
- 体力の向上が図られ、健やかな体が育まれています。
- 児童生徒一人一人が自分らしさを発揮し、「明日また行きたい」と思える学校となっています。

成果指標	現状値	目標値
全国学力・学習状況調査で、「学校へ行くのが楽しいと思う」と答えた児童生徒の割合	小学校6年	86.3 % ▶▶▶ 90.0 %
	中学校3年	84.5 % ▶▶▶ 85.0 %
体力テストにおいて、5段階評価の上位3段階(A+B+C段階)の児童生徒の割合	小学校5年	77.2 % ▶▶▶ 85.0 %
	中学校2年	79.3 % ▶▶▶ 90.0 %

数値で見る状況



*令和2年度は非実施です。



*令和2年度は非実施です。

現況と課題

施策に係る市民満足度 人権を尊重する教育が進んでいる **24.6%**

- 本市においては、児童生徒の学校生活に対する満足度は比較的高い水準にあり、落ち着いた学校生活を送っている状況がうかがえます。一方で、インターネット上での誹謗中傷などが社会問題となっており、いじめや不登校の問題は深刻化・複雑化の傾向が見られ、本市においても対応が求められる重要な課題です。
- 本市では、市独自の埴保己一の教材を用いた道徳教育や、児童生徒だけでなく保護者も相談できる体制の整備等を行っています。今後も、他者の痛みがわかる子どもたちを育成し、「いじめをしない・させない・見逃さない」意識を醸成するとともに、児童生徒に寄り添い、支援ができるよう教育相談や生徒指導体制の充実を図ることが必要です。
- また、全国体力・運動能力等調査(体力テスト)において体力合計点を5段階に分けた結果では、上位3段階の割合は概ね8割台で推移しているものの、まだ体力が十分についていない児童生徒も見受けられ、「運動の二極化」の問題が懸念されます。今後更なる体力の向上を図り、運動に親しむ児童生徒を育成するため、体育の授業や体育的活動の充実、健康教育の充実が必要となります。
- 新型コロナウイルス感染症は、児童生徒にストレスや運動不足による心身の不調、多様な学習機会や交流機会の喪失、コミュニケーション障害などのマイナスの影響があるのではないかと考えられています。学校では今後、感染症対策と児童生徒の健やかな学びを保障することとの両立を図ることが必要です。各学校では、地域や学校の実情を踏まえ、保護者の協力を得ながら児童生徒の状況を丁寧に把握し、学びを止めないよう指導、支援します。



取組内容(施策中項目)

1. 生命の尊さを自覚し、他者の痛みがわかる児童生徒の育成

- 学校間の連携・交流、ボランティア活動などの社会体験、自然体験、高齢者や障害のある人等との交流活動など、豊かな体験活動を通じて、自他の生命を尊重し、他者の痛みを共有できる心を醸成し、豊かな人間性を育みます。

2. 学校教育相談体制の充実

- 各学校に配置された「さわやか相談員」、「スクールカウンセラー」、「スクールソーシャルワーカー」を活用し、小中学校が連携した教育相談体制の充実を図ります。また、「子どもの心の相談員」を継続配置し、相談に行けない児童生徒及び保護者の電話相談を実施します。
- 「学校生活アンケート(学級集団アセスメント)」等を実施し、より良い学校生活やあたたかい人間関係づくりを進め、いじめ・不登校の未然防止や解消を目指します。

3. 人権教育の推進

- 学校の全教育活動を通して、人権についての正しい理解を深め、様々な人権問題を解決しようとする児童生徒を育てます。
- 児童生徒が、自他の生命や人権を尊重し、他者の痛みがわかる人権感覚を育む教育を進めていきます。
- 児童生徒の教育上及び人権教育上の配慮として、性は多様なものであるという視点を大切にし、性の多様性を尊重する教育を推進していきます。

4. 道徳教育の充実

- 特別の教科「道徳」の時間を核として、全教育活動を通して、道徳教育の推進を図り、豊かな心を育みます。
- 無言膝つき清掃やボランティア活動などを意図的、継続的に実施し、教師をはじめ、児童生徒が互いに認め合い、たたえ合う、自己有用感*を高める教育活動を進めます。
- 搞保己一の生き方に学ぶ学習を推進します。

5. 生徒指導体制の充実

- 校内生徒指導体制を確立し、あらゆる教育活動を通して積極的な生徒指導を推進するとともに、学校・家庭・地域や関係機関が一体となって、非行・問題行動の防止に取り組みます。

6. 体力向上と健康づくりの推進

- 運動の楽しさや喜びを味わうことのできる授業を実践し、運動に親しむ児童生徒を育むとともに、体育的活動の充実を図り、体力の向上を図ります。
- 健康・安全に関する学習や家庭と連携した基本的な生活習慣の定着により、生涯にわたる健康づくりを進めます。



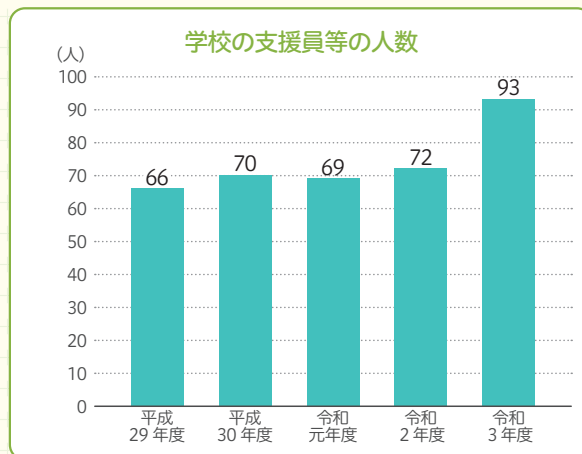
▲ 小学校での授業の様子

めざす姿

- 児童生徒が安心して学校生活が送れるよう、適切な支援員等の配置や登下校の安全対策が行われています。
- 安全・安心で明るい教育環境が整備されています。
- ICT※機器が様々な学習の場面において効果的に活用され、誰もがICT※教育を受けられる環境づくりが進んでいます。

成果指標	現状値	目標値
学校の支援員等の人数 [学習補助教員、さわやか相談員、ふれあい教室相談員、学校図書館支援員、ICT※支援員、部活動指導員等]	93人 ▶▶	96人
学校の大規模改修の進捗(実施割合)	- ▶▶	20%

数値で見る状況



現況と課題

施策に係る市民満足度 小・中学校の施設・設備が充実している 36.2%

- 多様化した教育課題に対応し、児童生徒が安心して学校生活が送れるよう、支援員や相談員などの配置により学校を支援する体制の整備が求められています。本市では、実態に合わせて各種支援員を増員し、学習環境の充実を推進していますが、継続的な人材の確保が課題となっています。また、児童生徒の登下校時の安全を守るために、自治会・PTA等と連携した市民協働による安全対策を推進することが求められます。
- 学校施設の整備については、トイレ環境改善のための改修工事が完了するなど、施設の環境改善を進めてきました。今後は、これからの学びに対応するとともに、健やかな学習・生活空間を実現するための施設整備を計画的に進める必要があります。
- 急速に社会のICT※化が進む中で、児童生徒の情報活用能力の育成や、ICT※活用による授業の質の向上が求められています。本市では、GIGAスクール構想※に基づき、児童生徒一人一台端末、大型提示装置等の教育機器を整備しました。また、児童生徒によるグループ学習や教師と児童生徒間の双方向型学習の推進のため、ネットワーク環境等の増強を図りました。今後、SINET※への参加を目指し、より児童生徒の学習の深化を図れるよう支援していくことが求められます。
- 放課後の児童生徒の過ごし方に関する課題やニーズは、複雑化・多様化しています。今後は、児童生徒・保護者・学校・地域などそれぞれの立場から、児童生徒の「放課後の過ごし方」について調査・研究する必要があります。



取組内容(施策中項目)

1. 各種支援員の充実

- 多様化した教育内容や教育方法、教育課題等に対応するため、支援員等を各学校の実態に応じて配置し、学習環境の充実を図ります。(学習補助教員、さわやか相談員、ふれあい教室相談員、学校図書館支援員、ICT※支援員、部活動指導員等)

2. 児童生徒の安全確保

- 児童生徒の登下校における安全を確保するため、学校・自治会・PTA等との連携・協力を推進し、地域全体で児童生徒の安全を確保する取組を行います。また、通学路の安全点検や見守りボランティアによる登下校の見守りを推進します。
- 遠距離通学の児童生徒にはスクールバスやデマンドバス※、あるいはタクシーの利用などにより登下校の安全確保を図ります。

3. 学校施設の整備充実

- 児童生徒だけでなく全ての利用者にとって安全・安心で、これからの学びに対応した健やかで明るい教育環境の整備を目指し、老朽化した学校施設の改修を計画的に推進します。

4. 教育機器の整備充実

- 教育内容の充実や教育効果を高めるため、実情に則した教材・教具などの整備に努めます。また、よりスムーズなグループ学習や双方向型学習を推進するため、ネットワーク環境の管理、増強を図り、SINET※への参加を検討していきます。



▲ 学校施設の改修(イメージ)



協働による取組

- 児童生徒の登下校時の安全を守るために、自治会・PTA・地域住民等と連携した見守り活動や通学路安全点検など、安全対策を推進します。
- 中学校における「部活動の地域移行」に対応するため、地域との連携を深めるとともに、実施方法について研究・検討を行います。

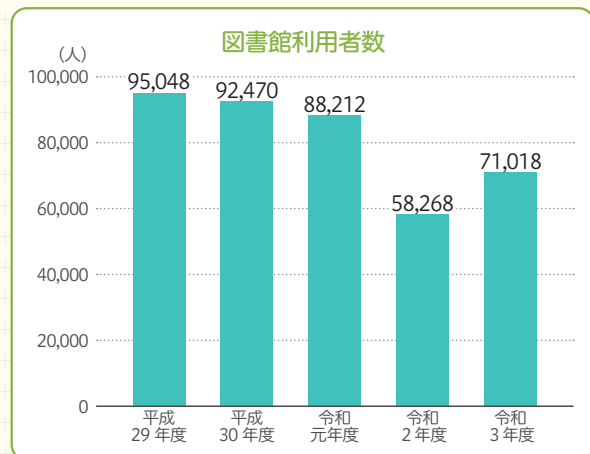
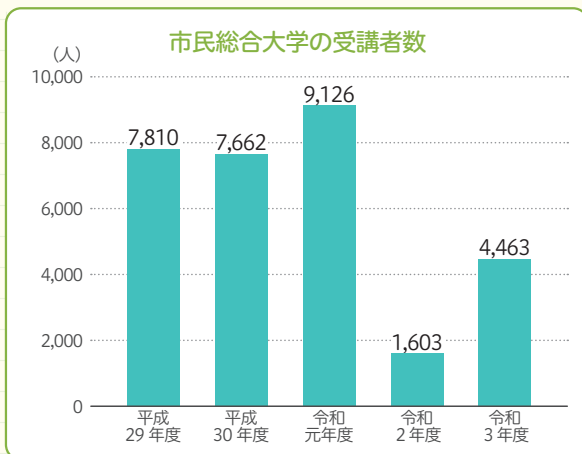
生涯学習の活発化

めざす姿

- 魅力的な学習プログラムや、参加しやすい週末等の講座が増えるとともに、世代間交流が活発化し、生涯学習に参加する市民が増えています。
- 市民の生涯学習を支える知の拠点として、図書館が活発に利用されるとともに若い世代が学習・交流の場として活用しています。

成果指標	現状値	目標値
市民総合大学の受講者数	4,463 人 ▶▶	8,200 人
図書館利用者数 [本館と児玉分館の図書資料の利用者数、催し物参加者数、施設の利用者数の合計(年間)]	71,018 人 ▶▶	128,000 人

数値で見る状況



現況と課題

施策に係る市民満足度 子どもから高齢者まで生涯学習が充実している 24.7%

- 本市では、各種講座の開催や学びの場の提供を通し、文化芸術の振興、青少年の健全育成、家庭教育等を推進してきました。個人の価値観やニーズの多様化を踏まえ、生涯学習活動の機会の充実を引き続き推進するとともに、学びたい人に、より多くの情報提供等を行うことで、世代や性別にかかわらず市民が個性を活かして活躍できる仕組みづくりが求められています。そのためには、民間団体や NPO 法人の協力や、基本協定を締結している早稲田大学との連携などを含め、本市における関連主体との協働により取組を進めていく観点が重要です。
- 家庭の教育力向上のため中心となって活動している本庄市親の学習推進委員が減少していることから、委員の確保や育成が必要となっています。
- 文化芸術の発表や鑑賞の機会を提供する文化会館は、地域の文化芸術を振興し、新たな学びへの機会づくりに重要な役割を果たしています。引き続き市民に有効活用してもらうため、計画的な施設の改修や機能の充実が必要となっています。また、市民のニーズを踏まえた発表や鑑賞の機会の提供方策について検討していくことが求められます。
- 図書館については、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、近年利用者数が低迷しています。市民の知的要求に応え、生涯学習を支える知の拠点として、蔵書やサービスを引き続き充実させ、中高生を含めた幅広い年代の市民の利用を促進する必要があります。また、各種講座や故郷の歴史を紐解く郷土資料の充実も重要です。



取組内容(施策中項目)

1. 生涯学習の推進

- 幅広い世代の市民が満足できるよう、工夫を凝らした魅力ある講座を開催します。
- 生涯学習の拠点となる公民館を適正に維持管理するとともに、クラブ活動等利用の活発化を図ります。

2. 早稲田大学との連携強化

- 早稲田大学との連携を推進し、市民総合大学をはじめとする各種講座において市民に学びの場を提供し、生涯学習講座への参加の拡大・充実及び地域の活性化を図ります。
- 子ども大学ほんじょうでは実行委員会を組織し、子どもの知的好奇心を刺激する学びの場を提供します。

3. 文化芸術活動の推進

- 市民の文化芸術活動の活発化を図るため、文化芸術を発表・鑑賞・創作できる機会の充実を図ります。
- 文化芸術活動に積極的に取り組む地域人材の活用を図ります。

4. 青少年教育の充実

- 家庭や地域、青少年育成関係団体と連携し、安全で安心な環境整備に努め、青少年が健やかに成長できる社会づくりを推進します。また、安全・安心な子どもの活動拠点(居場所)を設けて、学習や様々な体験、交流活動の支援を行います。
- 青少年が生きることのすばらしさを実感できる教育プログラムの実施を進めます。

5. 家庭教育の推進

- 子育て団体や関係機関と連携し、親の学習推進委員の確保や育成を行い、家庭での教育力、指導力の向上を図る「親の学習」事業を推進します。

6. 図書館の充実

- 蔵書の充実、読書講座・おはなし会・企画展等の開催、窓口・レファレンスサービス*の充実により、魅力ある環境を整えると同時に、利用の少ない中高生の利用促進に取り組みます。
- 本市出身の社会思想家石川三四郎の関連資料を保全・展示するとともに、塙保己一や絹産業遺産関連資料など幅広く収集し、活用を図ります。また、貴重な資料をデジタル化し、利便性の向上を図ります。
- 読書機会の拡大と利便性の向上を図るために、電子図書館の整備について、調査研究に努めます。



▲ 読書手帳

協働による取組

- 子どもの知的好奇心を刺激する「子ども大学ほんじょう」や、親の力を高め、家庭での教育力の向上を目指す「親の学習」事業、安全・安心な子どもの活動拠点(居場所)を設け学習や様々な体験や交流活動の支援を行う小学生学習支援事業、読書活動の推進を図るおはなし会・ブックスタート*等の事業において、産・学・公・地域などの幅広い連携により充実を図ります。
- 文化芸術を発表・鑑賞・創作できる機会の充実に向けて市民との協働を図り、積極的に取り組む地域人材の活用を推進します。

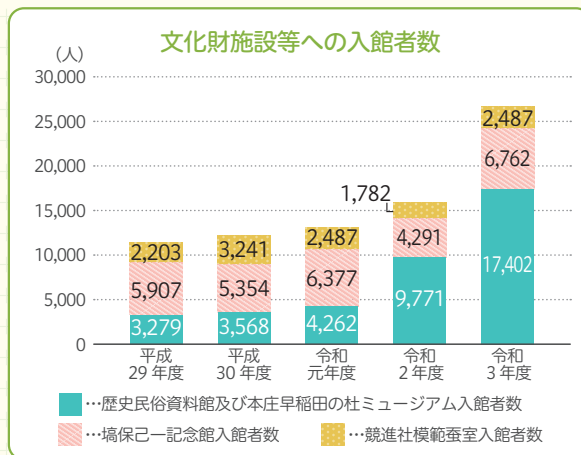
文化財の保護と活用の推進

めざす姿

- 文化財が大切に保護され、継承されています。
- 文化財が学校教育や生涯学習の場で活用され、理解が深まっています。
- 文化財が活用され、地域の活性化や本市のPRに貢献しています。

成果指標	現状値	目標値
文化財施設等への入館者数 〔塙保己一記念館・競進社模範蚕室・ 本庄早稲田の杜ミュージアムの入館者数の合計(年間)〕	26,651 人	27,200 人

数値で見る状況



* 歴史民俗資料館は令和2年2月29日閉館
本庄早稲田の杜ミュージアムは令和2年10月15日閉館

現況と課題

施策に係る市民満足度 文化財の保護と活用が推進され、歴史や伝統が大事にされている …… **49.3%**

- 本市においては、指定文化財等のほか、郷土資料や考古資料を多数保存しており、500か所以上の埋蔵文化財包蔵地(遺跡)があります。これらの貴重な財産を保護し未来へと継承していくとともに、広く一般に公開し、活用していくことが必要です。
- 令和2年には本庄早稲田の杜ミュージアムを開館しており、市内文化財施設等への入館者数は増加傾向にあります。見学可能な3施設の魅力を発信し、多くの人に見学に訪れてもらうとともに、郷土の偉人の功績や本市の歴史について理解を深めてもらう取組や、安全に安心して見学できる環境の維持に向けた建物・設備の整備を図ることも重要です。
- また、公民館や学校等との連携の下、市民と地域文化との接点を確保し、興味の喚起と理解促進を図る取組や、各地域で行われている伝統文化を保護・継承する取組も必要です。
- 本市においても少子高齢化などによる担い手(後継者)不足を背景に文化財の滅失や散逸等が問題となっています。文化財の保存・活用の枠組みとなる文化財保存活用地域計画を作成し、まちづくりに活かしつつ地域社会全体で保存・活用を図っていく必要があります。



取組内容(施策中項目)

1. 指定文化財等の整備と活用

- 国指定史跡塙保己一旧宅をはじめ、市内にある県・市指定文化財や、国登録有形文化財等を適切に保護するとともに、それら貴重な財産を広く紹介し、地域の中で活用するための整備を行います。また、価値のある文化財は、積極的に指定をしていきます。

2. 文化財施設等の充実と活用

- 塙保己一記念館、競進社模範蚕室、本庄早稲田の杜ミュージアム等の文化財施設とともに郷土の偉人の功績を市内外に広く発信し、入館者の増加と地域の活性化を図ります。歴史的建造物である旧本庄警察署と競進社模範蚕室については、建物の維持保全のために必要な対策を講じます。



▲ 本庄早稲田の杜ミュージアム

3. 郷土資料の保存と活用

- 市内に残された古文書や行政文書等の歴史的な資料を適切な環境で保存するとともに、それらの整理分類、デジタル化を進めます。また、その成果を「本庄市郷土叢書」等の冊子として刊行するなど、郷土への理解を深めるための活用を図ります。

4. 埋蔵文化財の保護と活用

- 市内にある埋蔵文化財包蔵地の保存に努め、開発者と調整を図ります。やむを得ず取り壊す場合は発掘調査を行い、報告書として刊行します。
- 出土遺物については、展示・発表の機会を増やし、より多くの人々が観賞できるよう取り組みます。また、収蔵場所の集約化と適切なスペースの確保を図ります。

5. 地域文化の理解と普及

- 公民館との連携による歴史講座や、学校との連携による出前授業などを行い、地域文化の理解と普及を促進します。また、古い民具や農具に触れたり、実際に使ってみたりする機会を提供し、昔の生活への理解と郷土愛の醸成を図ります。

6. 伝統文化の保護と継承

- 市内各地域で行われている祭りや伝統行事をはじめとする、地域の中で育まれた伝統文化を保護し、これらの継承活動を支援します。また、実演機会の増加等により後継者の育成を支援するなど、地域の文化遺産として未来へ継承できるよう取り組みます。

協働による取組

- 地元 NPO 法人との協働で昔の農具を使った農作業の実演を行います。
- 文化財施設等での市民による解説ボランティアを育成・活用します。
- 伝統文化を保護・継承するため、伝統文化保存団体による市民への周知機会の創出を図ります。

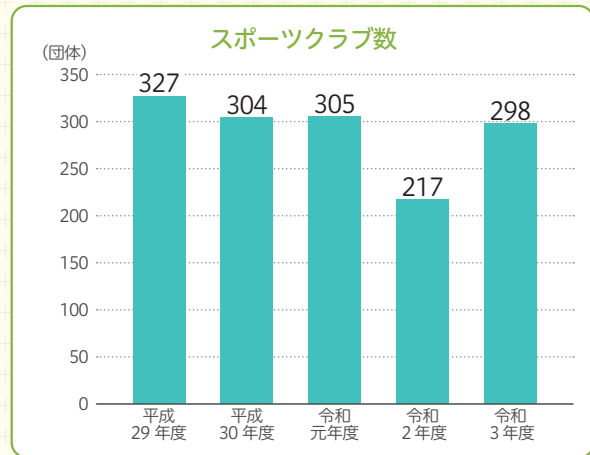
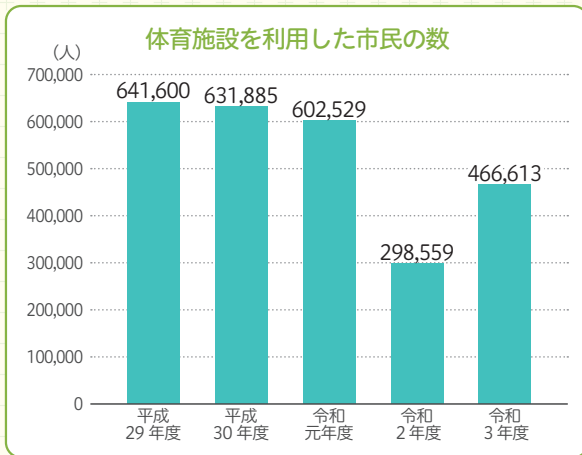
生涯スポーツ・レクリエーションの促進

めざす姿

- 市民一人1スポーツが定着し、健康で生きがいを持った市民が増えています。
- スポーツ・レクリエーションに取り組む市民が満足できる施設整備が行われています。

成果指標	現状値	目標値
体育施設を利用した市民の数	466,613 人 ▶▶	527,000 人
スポーツクラブ数 [本庄市スポーツ協会・本庄市レクリエーション協会・ 本庄市スポーツ少年団に加入している団体数 及び体育施設利用団体数(登録団体数・年間)]	298 団体 ▶▶	337 団体

数値で見る状況



現況と課題

施策に係る市民満足度 **スポーツ・レクリエーション施設が整っている** **37.2%**

- スポーツ・レクリエーションは、誰もが体力や年齢に応じて取り組むことができるものであり、健全な心と体を維持する上で重要なものです。市民一人一人が健康で生きがいを持って暮らせるよう、生涯にわたってスポーツ・レクリエーション活動に親しめる環境づくりが重要です。
- 本市ではこれまで、「市民一人1スポーツ」を目標に掲げ、各種体育施設の整備や、市民が気軽に参加できるスポーツ・レクリエーション教室や大会の開催等を行ってきました。一方、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、体育施設を利用した市民の数は減少傾向にあります。世代を超えて多くの市民が気軽に参加して健康の増進を図れるよう、各競技団体等との連携により幅広い機会提供を図るなど、内容や運営について工夫をしていく必要があります。
- スポーツ・レクリエーション活動の推進のためには、団体への支援のほか、指導者の養成等が重要です。また、本庄総合公園体育館をはじめとした各種体育施設の計画的な改修・修繕や、学校体育施設の有効活用など、身近な場所で気軽に利用できる施設等の整備・充実が求められています。加えて、スポーツへの興味や関心を高めて裾野を広げるために、一流選手によるプレーを間近で観戦する機会や、教室などで技術指導を受ける機会を提供することも重要です。
- 体育施設に対する多種多様なスポーツ・レクリエーションの利用要望があり、既存の体育施設を利用して行えるスポーツ・レクリエーションを増やしていくことも必要です。



取組内容(施策中項目)

1. スポーツ・レクリエーション事業による心身の健康の保持増進

- 「市民一人1スポーツ」を目標に掲げ、早稲田大学との連携を進めるとともに、全ての市民が、生涯にわたってスポーツ・レクリエーションに親しみ、楽しむことができるよう、気軽に参加できる各種スポーツ・レクリエーション教室及び大会等を充実し、心身の健康の保持増進を図ります。

2. スポーツ・レクリエーション団体の支援

- 本庄市スポーツ協会、本庄市レクリエーション協会、本庄市スポーツ少年団の活動を促進するため、必要な支援を行い、組織の育成、強化を支援していきます。また、総合型地域スポーツクラブについて支援を図ります。

3. スポーツ・レクリエーション指導者の養成・確保

- スポーツ・レクリエーションの推進を図るため、本庄市スポーツ協会等の各種団体と連携し、競技団体指導資格の取得の研修会、講習会等への参加を促進するほか、早稲田大学の協力の下で指導者講習会等を開催し、指導者の資質向上に努めていきます。また、スポーツ推進委員活動の充実を図ります。

4. 体育施設の維持管理と利用の促進

- 市民が気軽にスポーツ・レクリエーションに親しめるよう、体育施設の安全確保に努めるとともに、計画的な修繕による維持管理を図り、改修等を行う場合は、実施可能なスポーツ・レクリエーションが増えるよう、施設の整備内容を検討します。また、指定管理者*と連携を図り、一流選手のプレーを間近で体感できるよう、スポーツ大会や教室の開催に努めます。

5. 学校体育施設開放の充実

- 市民が気軽にスポーツ・レクリエーション活動に親しめるよう、市内の公立小中学校体育館・武道場及びグラウンドを学校教育に支障のない範囲で貸し出すとともに、学校と連携し適切な維持管理を行います。



▲ ブラインドサッカー

協働による取組

- 「市民一人1スポーツ」を推進していくには、幅広い範囲の教室を開いていく必要があります。そのため、市でスポーツ・レクリエーション教室を実施するだけでなく、各競技団体と連携し教室等を開催してもらおうよう、支援します。また、スポーツの実技指導や助言を行ってもらうスポーツ推進委員と連携し、誰でも気軽に参加できるウォーキング教室のほか、ニュースポーツ教室等を実施していきます。